

## 現代イギリスにおける左派言説の変容

——「新しい政治」の政治戦略へ向けて——(二)完

はじめに

第一章 「新しい政治」における政治言説の再構成

第一節 政治理念の再構成

第二節 左翼言説の再構成へ向けて

(一) 社会的変化への対応—共鳴盤の構成

(二) 否定性と対立軸の構成

第二章 イギリス左派言説の転回

第一節 新しい時代認識から左翼の変容へ

第二節 新たな対立軸の構成—新保守主義についての左派的解釈(以上一七七号)

第三章 イギリス左派言説—「政治的領域の拡大」を軸として

第一節 言説的転換—「政治的領域の拡大」の構想

(一) 多元性と差異

近 藤 康 史

(一) 民主主義的自律

(二) 参加と討議

(三) アソシエーションナル・デモクラシー

(四) 小括

第二節 転換の意義

第四章 新しい左派言説の諸問題—批判と考察

第一節 市民社会の制度と国家

第二節 議会制の位置—イギリス左派言説と「政治的なるもの」

むすびにかえて

(以上本号)

### 第三章 イギリス左派言説—「政治的領域の拡大」を軸として

本章の課題は、転換を遂げたイギリス左派言説の内容を探り上げ、それが内容的に「新しい政治」あるいは「新しい時代」に対応した言説となりえているかどうかという視角から、その意義を検討していくことにある。その検討を通じて、「政治的領域の拡大」を軸とした一貫性のある言説が構成されつつあることについて示し、それが新たなヘゲモニー言説として持つ意義について、政治的対抗関係の再構築と新保守主義の克服の可能性の視点から考

えていきたい。

## 第一節 言説的転換—「政治的領域の拡大」の構想

本節ではまず、イギリス左派言説に見られる言説的特徴について、いくつかのキーワードにそくしつつ整理し、それらが持つ意味について検討する。

### (一) 多元性と差異

前章で述べたとおり、イギリス左派が「新しい時代」への対応として最も考慮に入れる必要があつたものは、多元性と差異の開花した状況であり、またいかにしてそれらの多元性と差異を抑圧することなく、しかも統合するかという課題であった。この前提としては特にイシュー・やアイデンティティが多元化し、単純な統一性・平等性だけではなく、差異性の要求が政治的に行われ始めた状況がある。

このような多元化と差異の状況として、具体的には次のようなことがある。一つは、新しい社会運動の登場である。新しい社会運動が及ぼしたインパクトについては、既に検討済みであるのでここでは議論を割愛するが、特に、諸運動の要求が、アイデンティティの多元化を示していると同時に、単なる社会経済的平等にとどまらない、集団的差異への権利の要求へと結びついていた点が重要である。<sup>(1)</sup>例えば、エスニシティや移民といった、民族的・文化的アイデンティティの表出において、この差異への要求は顕著である。福祉国家のヘゲモニック・プロジェクトが

有効性を失い、経済・階級中心的統合が分解する中で、民族的・文化的アイデンティティの承認という課題が、政治的アリーナにおいて登場することになった。それらは、参政権など、同化を伴う平等性を求めるだけではなく、差異を承認したシティズンシップを要求したのである。<sup>(2)</sup>特にイギリスは、スコットランドや北アイルランドといった地域を抱える上、アフリカや中米地域からの移民も数多いため、この問題を強く抱えることとなつた。

それと並んで重要なことは、消費者の志向やニーズの多元化である。この事例は行政サービス（特に福祉）の多元化や選択権への要求となって表出されたとき、政治的課題となる。P・ハーストは、このような行政サービスの多元化において、「どのようなサービスがどのようなコストで与えられるか」と同時に、「いかにそれらが与えられるか、そして受け手はその供給に対してどれだけのコントロール権を持つか」<sup>(3)</sup>が重要であるとし、選択肢の多元化や、消費者や受給者の選択権・選択の自由の必要性を主張している。

これらのアイデンティティの多元性や差異への要求に直面して、福祉国家的なヘゴモニー構造において確立されていた画一性・普遍性といったものが、抑圧的に捉えられる局面も増加した。例えば、多様な民族集団が共存しているにも関わらず、画一化された文化的基準を彼らに強制することは、教育などに見られる事例であるが、批判の対象となろう。同様のことは、画一化された福祉サービスの供給の限界という点でも見られる。国家的決定による画一性の強制が、政治的に必要な局面があることは確かであるが、しかしその中にあっても、多元性の開花に対応して、差異を抑圧することなく共通の枠組の下に統合することが要請されたのである。その意味で、国家・官僚制的画一化や、移民に対する文化的同一化、中央集権化などが批判の対象となり、各々の個人や集団による、自らの差異に基づいた自己決定を行いうる領域の拡大が民主主義の条件として把握された。その結果、左派の課題は、この条件を与えていくこと、そしてそのことによって、多元性と差異の承認を伴う緩やかな統合へと焦点が定められ

たのである。この条件の考察こそが「民主主義的自律」というテーマへと結びついていく。

## (二) 民主主義的自律

ヘルドは、多元性と差異の中で画一性の暴力を押しつけることなく、なおかつ各人が自由で平等な存在として發展しうるための、民主主義プロジェクトの核にあるものとして、「自律性の原理<sup>(4)</sup>」を提起する。彼の言う「自律性の原理」は、自己意識、自己省察、自己決定の過程を各個人・集団に保証するものであり、「公的領域だけではなく、私的領域においても、様々なあり得る行為の筋道の上で考え、選び、行動する能力<sup>(5)</sup>」を付与することである。彼は、各個人・集団の自己決定の領域を拡大することによって、国家・官僚制による画一的決定の強制を緩和し、多元性と差異に対応しようとする。

しかしここで想起すべきことは、このような「自律」の概念は元来リベラリズム的な系譜にあるという点である。その流れをくむ新保守主義においても、例えば民営化による消費者の自己決定の範囲の拡大といった形で、この論理は強調されてきた。しかし、これまで述べてきたとおり、左派言説の抱える一つの大きな論点は、そのリベラリズムが抱える諸問題の克服である。したがって、この「自律性の原理」について、いかにして左派がそれらの観点から独自の意味付与をしているのかについて見る必要がある。

ヘルドは、「自律性の原理」を「政治的領域の拡大」の理念と結びつけて構成することによって、その問題を解決しようとする。彼によれば、各個人・集団に自律性を与えるためには、それが公的領域であるか私的領域であるかを問わず、ある権力関係による強いられた依存や抑圧からの解放が必要となるが、リベラリズムはこの問題を見

落してきた。彼は、この問題点を克服するにあたり、まず政治を以下のように規定する。

「・・・政治とは権力をめぐるものである。つまり、社会的なものであれ物理的なものであれ、自らの環境を維持ないし変革しうる社会の行為主体と機関や制度の能力をめぐるものである。それは、この能力の基盤たる諸資源や、その行為形態を規定し、これに影響を与える諸力をめぐるものである。したがって、政治とは、あらゆる集団、制度、社会において、また、その相互間にあつて認められる現象であり、公的生活と私的生活に広く及んでいる。」<sup>(6)</sup>

つまりヘルドは、政治概念を拡大して捉えることにより、リベラリズムによる自律性への要求においては見落とされてしまうような種々の権力関係に注目する。そして、それらの権力関係を問題化しうる視点を、彼の「自律性の原理」の議論の中に導入し、リベラリズムとの間で差異化を図るのである。ヘルドは、より具体的に、このような自律の条件となる権力の場として、身体、福祉、文化、市民社会、経済、軍事、国家の七つの場を挙げている。<sup>(7)</sup>これらの場における権力関係を論争や紛争のテーマとして可視化し、そこからの解放の条件を付与するという点で、彼は「政治的領域の拡大」を重視するのであり、まさにこの点においてリベラリズムを克服しようとする。

この拡大は二つの側面を持つ。一つは、これらの権力関係によって不利な立場にある層への権利保証という側面であり、この点はヘルドにおいてはシティーズンシップ論へと結びついた。第二には、そうした形で権力から解放された上で、「集合的決定作成の過程において、参加者が平等な立場を享受できるような公的事象への包含」<sup>(8)</sup>の側面である。つまり、「自律性の原理」は、個人の決定・選択というレベルでの自律性のみならず、様々な（権力関

係の関わる)事象に対して、集合的決定を行いうこと、また、その決定を導く討議や熟慮の過程に参加しうるという意味でのエンパワーメントを伴う必要がある。この二つの側面に従えば、「自律性の原理」は、様々な場において温存されてきた権力関係を解決しようとする点と同時に、個人的決定のみならず集合的決定の局面で、市民の自律的決定を可能にしようとする点において、個人主義的前提に陥りがちなリベラリズムを克服しようとするのである。この文脈ゆえに、その「自律性の原理」は、「民主主義的自律」と呼ばれ、そこにおいてこそ、「政治的領域の拡大」が顕著に示される。このように、「政治的領域の拡大」という意味を付与された「民主主義的自律」の原理は、市民の参加と討議の重要性の強調に結びつくのである。

### (三) 参加と討議

上記のように、リベラリズムを克服しうる形で「自律性の原理」を可能とするためには、自分に関わるイシューに対する市民が討議に参加しうることが重要となる。実際、ヘルドは自律性確保の条件として、「相互に異なる視点の間での討論や討議、競争を促進するシステムが…不可避である<sup>(10)</sup>」として、参加と討議の重要性に触れている。

この際、上で見たように、「自律性の原理」が、国家中心性の相対化と、市民社会に潜在する様々な権力的事象に関する決定権の保証という目的を持つならば、この参加と討議も、従来の政治制度の枠組を越えて、より広い領域で保証されるべきものとして考えられる必要がある。この点に関して、ギデンズは「民主主義の民主主義化」の改革の必要性を説く。彼は、参加と討議の充実にあたっては、「論争的なイシューが、既存の権力の形態を通じてよりむしろ対話を通じて、解決されるかあるいは少なくとも扱われるような公共的アリーナを生み出す」ような形

で、「民主主義」を捉え直す必要があるとする。その結果、彼は「対話的民主主義」の構想を提唱し、これが特に①パーソナルな生活領域、②自助集団や社会集団、③グローバルな領域、で必要であるとするのである。<sup>(1)</sup>ここに見られるのは、市民による参加と討議を、議会制などの従来の政治的領域の外へと拡大していくこととする志向であり、それは市民社会の再構築、あるいは新たな公共空間の確立といった側面へと結びつくことになる。例えば福祉サービスに引きつけて言うならば、国家（あるいは官僚制的行政）のみを公共領域とし、そこから的一方的な決定に依存するのではなく、「消費者代表を伴う広範囲の自己統治制度」などを用いて、消費者の中で必要なサービスを選択し、決定できるよう<sup>(2)</sup>にすることによって、「公共性」の領域を市民社会的な領域へと拡大する動きなどがこれに当たると言えよう。<sup>(3)</sup>

「参加と討議」という側面の市民社会領域への導入という点において、左派言説が「政治的領域の拡大」を軸としていることは、次のような意義を持つ。左派理論家達は、参加と討議という論理を強調することを通じ、市場の論理のみに左右されない自律の権利を市民に付与すると同時に、秩序を担保する規範を、市民の参加と討議を経てのみ構成されるものとすることによって、国家の縮小を「政治的なるもの」の更なる導入へと結びつけようとしたのである。<sup>(4)</sup>したがってその言説は、「自律性の原理」を「参加と討議」と結合し、「政治的領域の拡大」を果たそうとした点に特徴を持ち、この点にこそ、リベラリズムや新保守主義の問題性を克服する可能性としての意義があると言える。

以上のように新しい左派は、多元性と差異の認識から出発し、それを保証しうる理念を、「自律性」と「参加と討議」との結合による「政治的領域の拡大」を軸として構成した。その結果、その民主主義的言説が、筆者が第一章で見たような枠組の内容と交錯した形で提起されていることも明らかになる。しかし、これらの理念が、第一章

での議論のような抽象性を克服し、より制度的な構想の試みへ繋がっている点も重要である。この点について以下で述べよう。

#### 四 アソシエーションナル・デモクラシー

上記のような理念的内容を、より具体的な制度構想へと発展させようとした試みとして、ここではハーストの「アソシエーションナル・デモクラシー」を探り上げたい。<sup>(45)</sup> 協同社会主義の理念を現代的に鋳直す形で提唱される彼のアソシエーションナルズムは、「社会のできるだけ多くの事柄が、自發的で民主主義的に自己統治されたアソシエーションによって運営されるとき、人々の福祉と自由は最も善い形で与えられる」という理念に貫かれている。

このようなアソシエーションは、どういったレベルで設定されるのであるか。一つは、アイデンティティのレベルであり、この場合は同一の目的を持つて組織された集団が、アソシエーションとして設定されると思われる。例えば前述した消費者の自己統治制度や、福祉のボランタリー集団、N P O、N G O等がそのような組織として挙げられる。もう一つの可能性は、地域レベルの集団であろう。例えばコミュニティー的な集団に対して、より大きな政治的決定権を付与することによって、自己統治領域の拡大を目指すのである。この場合は、いわゆる（地方）分権化、反中央集権主義の動きも広い意味では含まれよう。

ハーストは、特にその構想を適用すべき領域として、企業と福祉を挙げている。前者においては労働者参加など企業内民主主義の発展が、後者においてはボランタリー・セクターの充実による市民参加が強調され、「企業と国家による福祉サービスの両方を、自己統治のアソシエーションに置き換えることによって市民社会の領域を修復す

ること」<sup>(17)</sup>が重視されるのである。ここには、ヘルドと同様に、市民社会内における権力関係からの解放という目的がある。企業では労働者に対する経営側の権力が、福祉では受給者に対する国家（行政）の権力が働いている。ハーストは、これらの権力関係からの解放を、討議による自己決定を通じて、市民の「自律性」を高めることによつて果たそうとしているのである。<sup>(18)</sup>したがつて、アソシエーションナル・デモクラシーは「市民社会の制度化」を前面に出しており、その点において「政治的領域の拡大」の志向を持つと言える。<sup>(19)</sup>

アソシエーションズムの提唱は、国家や官僚制がはらむ画一化、多元性への抑圧という側面を緩和するという目的を持つており、上記の「多元性と差異」「自律性の原理」「参加と討議」の理念を、市民社会にあるアソシエーションを政治的アリーナとして活用することにより、実践的に達成する意図を持つものと捉えられる。このように、ハーストはアソシエーションナル・デモクラシーという形で、左派理論が目指す理念をより具体化した。したがつて、この試みは理念的には市民社会の修復・制度化を目指しており、その意味で「政治的領域の拡大」の実験である。この実験は、その中にあって国家はいかなる役割を果たすのか、そしてそれらの役割と市民社会の制度化との間の関係はどのようにつけられるのかといった論点を残しており、それは後の検討課題となる。しかしアソシエーションナル・デモクラシーは、国家中心性でもなく、市場個人主義の全面化でもなく、「第三の道」<sup>(20)</sup>を切り開こうとした新しい左派プロジェクトの制度的構想として位置づけられるのである。

## 五 小括

以上のように、イギリス左派理論は「政治的領域の拡大」をその理念の中核に据えることによつて言説的転換を

果たし、「新しい時代」におけるより適合的な理念の構築を目指した。その言説は、一方では経済・階級中心性を相対化した、多元性と差異への対応という点において、他方では、国家中心性を相対化し、市民の参加や討議、決定権の部分的な委譲という点において、「政治的領域の拡大」を果たそうとするものである。したがってそれは、国家中心主義から脱却すると同時に自由市場の全面化といった（経済的）市民社会への放任にも対抗した、「市民社会の制度化」を図るものであると言える。さらに、その「政治的領域の拡大」の理念を、アソシエーションアル・デモクラシーといった形で、より制度的な構想へと結びつけようとする試みも、イギリスでは出てきているのである。<sup>48</sup>

ここに見られる市民社会への志向は、国家や議会制といった既存の政治制度外への政治的機能の委譲という性格を強く持つために、狭義の政治システムとの関係という点で、政治理論的には問題性も併せ持っていると思われるが、その点の評価については次章で詳述することとし、まず本章の課題である次のような視点からこれらの議論の意義を確定しておきたい。つまり、このように構成されてきた左派言説は、いかなる点で「新しい政治」に対応したヘゲモニック・プロジェクトであり、リベラリズムやサッチャリズムに対して、オルタナティヴとしての可能性を持つのであろうか。次節では、ポスト福祉国家の政治空間・政治的対抗関係の構築に対して、これらの言説が及ぼす理論的意義について検討する。

## 第二節 転換の意義

これまでに見てきたイギリス左派言説が、「新しい政治」に対応しているかどうかを考えた場合、まずメルクマールとなるものは、それが「多元性と差異」に対応した統合理念たりえているかということである。換言すれば、「新しい時代」の敵対性の拡散と多元化という現象を踏まえ、それらを維持した形での統合原理として、左派言説が構成されているかどうかということが問題となる。

この点は、イギリス左派の理論がまず多元性と差異の認識から出発した点を考えれば、彼らにとつて最も中心的な論点であったことは明らかである。彼らは、自律（自己決定）の権利の付与と、そのための条件の整備（シティズンシップ、および討議への参加という意味でのエンパワーメント）とを統合理念の軸に据えることによつて、それらの諸差異を、画一化を抑制しつつ緩やかに統合する道を取つた。それは、従来型の経済・階級中心的統合原理を相対化した統合原理を構成する試みとしても捉えられる。例えば、ヘルドが自律性確保の条件と考へる七つの権力の場に前節で触れたが、そこでは経済の領域は、その他のものと並んで権力の作用する一つの場にすぎない。またハーストのアソシエーショナル・デモクラシーの議論にしても、多元性こそが問題なのであって、それが経済的モメントを持つべきかどうかは、相対化された問題となつてゐるのである。したがつてそれらの言説は、様々に横たわる複数的な敵対性がそれぞれの差異を抑圧されない形で問題を解決しうる条件の考察を第一の課題としており、広く諸基盤が共鳴しうる可能性を開いてゐる。ここに、「等価性と差異」が両立しうる戦略の可能性を見出すことができるのであり、したがつて経済・階級中心性を相対化した、新しい同盟の構成の試みとしてイギリス左派言説は評価されうるのである。

左派言説が、経済・階級中心性の相対化を達成していることを確認した上で、次のようなことが論点となる。つまり、それが第一章で見たような、政治の境界を再定義する問題提起となつてはいるかという問題である。それは「新しい政治」への対応と、新保守主義への対抗という二つの軸から照射すれば、次のような二つの問い合わせへと繋がる。第一に、福祉国家において肥大した「国家＝政治」という国家中心的な政治概念から脱却し、それらの概念定義をめぐつて争うような、新たな政治理念を構築しえているかという問題であり、第二には、それが「政治的領域の縮小」として否定性を付与されたサッチャリズムに対して、いかなる対抗を構成しているか、という問題である。

前節の整理で明らかなように、例えばヘルドの「自律性の原理」にしろハーストの「アソシエーショナル・デモクラシー」にしろ、その理論化の最大の契機は、国家中心性からの脱却にあつたと言つてよいであろう。国家や官僚制的決定に伴う画一性の強制を一定の領域において緩和し、部分的には市民の手の下に自己決定の条件を与えることによつて、多元性と差異への対応を目指した点が、彼らの議論の核になつてゐる。このことは、後述するようニーズや争点の多様化への対応という点において機能不全をきたした福祉国家システムに替わつて、市民に対する自己決定権の付与によつて統治（ガバナンス）能力を回復し、そのことを通じて支持調達能力も回復する試みを伴つてゐる。この点からも、左派言説の一つの軸が「国家中心性の相対化」であつたことが読みとれるであろう。

この点において、左派言説が新保守主義との間で共通の志向を持つてゐることは明らかである。しかし左派言説は、国家中心的な「政治」概念を脱却し、自律性の原理やアソシエーション化によつて、「政治的領域の拡大」を達成しようとする点においては、新保守主義の克服の試みとして捉えられる。前節での議論で明らかとなつたように、一方では（市場を含む）市民社会内の権力関係の問題化という点で、他方ではその自己決定の際に、参加と討議の過程を経ることを保証するという点で、彼らの「自律」の概念は「民主主義的自律」として意味付与されてい

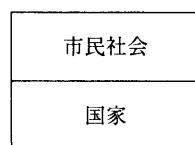
る。これらの点は、市民社会への「政治的なもの」の論理の導入、つまり「市民社会の政治化」へと繋がった結果、「市民社会の自律化」に留まつた新保守主義に対するオルタナティヴとして、左派言説の構成の軸となつたのである。

このことを、国家・市民社会関係の変容と、政治の境界の移動という点から、図式化しつゝ理論的に整理しておきたい（図2）。新保守主義は国家の肥大化を批判し、市民社会領域へとその権限を委譲する試みとされた。しかし、その試みは、国家の縮小が市場の全面化と結びつけられたという意味で、経済的市民社会へと偏つた委譲であつた。さらにそれは、市場のみでは担保できない秩序維持の原理を、市民社会における、固定的な伝統的・権威主義的規範に求め、その点において「政治的なもの」を内容的に剥奪していくことについては前章でも見た。したがつて、新保守主義にとって国家の縮小は、同時に政治的領域の縮小も伴つてゐるのである（①→②）。自由経済と権威主義とが結びついたものとしてのサッチャリズム解釈は、このような左派の新保守主義認識を示している。

しかしイギリス左派は、新保守主義に「政治的領域の縮小」という否定性を付与したうえで、それとの対立軸を鮮明にしつゝ自らの

図2

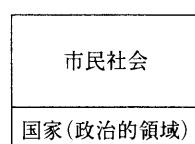
## ①福祉国家



## ②サッチャリズム（新保守主義）

国家の縮小 = 政治的領域の縮小

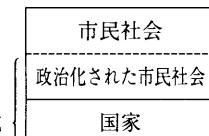
縮小された部分 = 市場 + 伝統的規範



## ③左派理論

縮小された国家 + 政治化された市民社会  
 = 政治的領域の拡大

政治的領域



理論を構成した。左派においては、国家の縮小＝政治的領域の縮小ではなく、国家の縮小は同時に市民社会の政治化を伴い、それは政治的領域の国家外への拡大として捉えられる（①→③）。つまり、国家からの権限委譲を、市民社会の政治化を伴つて果たそうとすることにより、新保守主義との間で政治的領域の縮小対拡大という対立軸を構成したのである。例えば、ヘルドがリベラリズムの問題点として、市場などの市民社会領域に隠されている権力関係の見落としを指摘し、それらの関係からの解放を、「民主主義的自律」に見出した点はこのことを示している。また、市民社会での秩序構成を、所与的な権威主義的規範の導入によってではなく、参加と討議を通じた過程によつてはじめて達成されるものとすることによつて、その言説には「政治的ななるもの」の導入が内容的にも図られているのである。<sup>44)</sup>

このことは、ある言説に対しても政治的な意味付与を行なうという政治哲学的な試みの導入という点で、政治理念をめぐる言説戦略として現れ、またその点にも、上記のような対立軸構成の契機が存在する。特に、リベラリズムをめぐる議論でも示されたように、「自由」という言説においてこのことは顕著である。多元性の時代である「新しい時代」において、「自由」の言説を否定することは、政治的な多數派の獲得という目的に照らしては、有効性を欠く。したがつて、新保守主義が「自由」を提倡するからと言って非「自由」の言説をもつて対抗するのではなく、「自由」の言説に対する意味付与において対抗することが必要となる。

「自由」をめぐる言説戦略の視角から見た場合、イギリス左派の理論家は、サツチャリズムを「経済的自由主義」と「政治的権威主義」とのセットとして解釈することによって、新保守主義的「自由」を経済中心的なものとして捉えたと言える。それに対して左派は、自己決定・自律性といった、経済にとどまらない政治的な自由としての意味を付与することにより、その対抗関係を明確にしている。このことは、市場等における権力関係からの解放がな

い限り、「自律性」は達成されないと、〔自由〕に対する左派的な意味付与へと繋がり、その結果それらの権力関係を見落としている新保守主義との対抗を鮮明にしたのである。

この言説戦略は、例えばアソシエーション・デモクラシーの提唱の中でも意識されていたことである。ハーストは、ネオ・リベラルの民営化や規制緩和政策が、その政策の対象となる諸活動を「非民主主義的で無責任な団体、つまり半・公共的官僚エージェンシーおよび階級統制的に経営される企業法人へと手渡して」しまい、結果として市民の自律性を保証できないと、それらを批判する。彼によれば、重要な点は「市民社会が、公共機能を果たす自己統治的なアソシエーションを通じて、ある『政治的』寄与を与えるのでなければ、市民の自律性を保持することは困難である」<sup>24)</sup> 点である。したがって彼もまた、参加や討議という過程を経ていない限り、個人の自律性は保証されないと、〔自由〕の言説の対抗的読み換えを図っていると思われる。<sup>25)</sup>

以上見てきたようにイギリス左派言説は、政治哲学的な言説戦略として、左派的なアイデンティティを確立しようとしている。それは、「政治的領域の拡大」を伴う民主主義論的な言説への転換を通じて、「新しい時代」に対応していくと同時に、新保守主義との間で対立軸を構成し、それを克服しようとすると、新しいヘゲモニック・プロジェクトの一つの可能性として認められる。このことは、左派言説の転換が到達した、一つの重要な意義を示しており、それゆえにそれらの議論は、イギリス内外において注目を集めようになってきていていると言えよう。

しかし、これらの議論が持つ新たなヘゲモニック・プロジェクトの構成、新しい政治的対抗関係の構築としての意義は確かにあるが、ここまで議論でも限定を付してきたように、他方でそれらは、市民社会の政治化など従来の政治制度外への志向を持つがゆえに、それは政治理論としては危険性もはらんでいる。特にそれは、市民社会が国家を代替して担う政治的機能の限界に関連した危険性である。次章では、主に国家や議会といった狭義の政

治システムとの関連の視点から、いの難点について検討し、左派言説がどの程度その危険性を解決し、どの程度その危険性を残存せているのかを考察する。その検討を通じて、左派言説が新たな政治的統合原理として持つ、可能性と限界について、見てみた。

## 注

- (1) E.Meehan,"Equality,Difference and Democracy",in Miliband,*op.cit.*
- (2) T・モッドフッドは、いの差異性の承認について、「ヒスリックな差異は、『単に』寛容を必要としているだけではなく、公共の場で認知され、資源を与えられ、表現される必要がある」と述べ、民族運動においては同化だけではなく差異の承認が重要である。<sup>19</sup> T.Modhood,"Ethnic Difference and Racial Equality",in Miliband,*op.cit.*,p.92.
- (3) P.Hirst,"Democracy and Civil Society",in P.Hirst and S.Khilnani(eds.)*Reinventing Democracy*,The Political Quarterly/Basil Blackwell,1996,p.108.<sup>20</sup> Hirst,1996-<sup>21</sup> 論記する。
- (4) Held,1996,p.301. (邦訳)[八]11頁)。
- (5) D.Held,*Democracy and the Global Order*,Polity Press,1995,p.146.<sup>22</sup> Held,1995-<sup>23</sup> 論記する。
- (6) Held,1996,pp.309 f. (邦訳)[九]-[九]11頁)。
- (7) Held,1995,pp.177-185.
- (8) ホール／ヘルムは、上記の「自律性の原理」を実効的に達成する手段として、それらを保証する法制度の構築の必要性に注目する。<sup>24</sup> これが、自律性を守る法制度としてのシティズンシップである。彼らは、「現代の「シティズンシップの政治」は、社会運動が、新しい領域への権利や資格についての主張の拡大の中で演じてきる役割を考慮に入れなければならない」

(S.Hall and D.Held, "Citizens and Citizenship", in *New Times*, p.176) とする。そしてそのためには、階級や経済的不平等だけではなく、トランクスムや民族等、シティズンシップが主張される領域の多様性を把握する」とが必要となる。したがって、「シティズンシップは、個々の市民が、社会の『自由で平等な』メンバーとしての彼／彼女の地位の結果として享受するような、自律性の尺度として考えられる」 (*Ibid.*, p.177)。ホール／ヘルドは「シティズンシップ」という概念に左派的な意味付与を行った上で法制度化することを目標であるが、その際には特に国家による抑圧に対して対抗する権利、すなわち、市民が國家に対抗して行動をする能力を高めるような権利法を制定する必要があるとする。彼らはこのように、「自律性の原理」の理念を、より具体的な法制度の構想として描いた。それは、対国家的なエンパワーメントを市民の側に保証していくという意味で、「国家と市民社会の間のバランスの再定義」 (*Ibid.*, p.186) を図ろうとするものだったと言える。このような動きは、憲章88のようなイギリスにおける成文憲法制定運動をめぐる動きと一緒に結びつける)によつて、より実践的な運動へと展開していくた。

(9) Held, 1995, p.205.

(10) Held, 1996, p.313. (邦訳三九六頁)。

(11) A.Giddens, "Brave New World", in Miliband, *op.cit.*, p.34.

(12) Hirst, 1996, p.111.

(13) リハルト・ミネルヴァ書房、一九九八年を参照。しかし、コミュニケーション論的な公共性把握が、強制力のある決定をいかに保証するかと云う点で問題点をはらむことは、後述する。

「公共性」という場合には、広く市民一般に関わる普遍性といつ性格のことを指している。またそのような公共的問題が何であり、それをいかに解決するかを確定していく過程及び場も「公共性」に含まれる」とになる。リハルト「公共性」を帯びた問題及び過程は、国家や官僚制中心的に把握されることが多かったが、最近ではコミュニケーション論の分野などでも、市民社会内における公共領域の活性化の契機を見出そうとする業績も出てきている。これらの試みについては、阿部潔『公共コミュニケーション』、ミネルヴァ書房、一九九八年を参照。しかし、コミュニケーション論的な公共性把握が、強制力

(14) しかしいの「政治的なもの」の導入が、イギリス左派理論において完全に成功してしまったのは間違いない。だが、これは、次章で検討する。

(15) アソシエーションナル（アソシエーティヴ）・デモクラシーにも、ハーストをはじめとして、ローハン・J・ロジャースなど、提唱する者が複数いる。しかし、イギリス左派に焦点を当てた本稿の性格上、特にハーストのものを中心に扱って述べることにする。後者については、J.Cohen and J.Rogers, "Secondary Associations and Democratic Governance", in E.O.Wright(ed.), *Associations and Democracy*, Verso, 1995を参照。

P.Hirst, "Associational Democracy", in D.Held(ed.), *Prospect for Democracy*, Polity Press, 1993, p.112. 以下 Hirst, 1993を略記する。

*Ibid.*, p.125.

(16) (17) (18) ハーストはアソシエーションナルズムにて、①政府機能の下部組織への委譲、②ボランタリー組織を通じた社会活動の組織の充実、③組織間の相互性の原則を挙げ、特にそれらが地域的自律と経済民主主義に影響を与えることを重視している。*Ibid.*, p.125.

(19) ハーストは、アソシエーションナル・デモクラシーが市民社会の制度化と政治的領域の拡大につながることについて、次のようによくまとめている。「アソシエーションナルズムは、公共空間と私的空间のバランスを変容させる。…アソシエーティヴ・デモクラシーは、民主主義的にコントロールされたボランタリー・アソシエーションを通じて、…経済や福祉における自身に関する事柄に関する、より大きなコントロールの権利を、市民に対して与える」といって、彼らの自由を高めるのである。」P.Hirst, *Associative Democracy*, Policy Press, 1994, p.25. 以下 Hirst, 1994を略記する。

(20) Hirst, 1993, p.128. 1) のような議論は、「市民社会」の領域を国家や経済（市場）とは区別された第三の領域として「設定」、2) の領域こそが民主主義的公共空間であるとするローハン・アラートの議論と交錯するものであり、その意味で本稿第一章の議論とも相通ずる。Cohen and Arato, *op.cit.*, p.ix。また、3) の「第三の道」という表現は、現代イギリス政治においてT・ブレアら

が労働党の変容を語る際の中心的スローガンと共に通するものもある。ただし、ここで表現される「第三の道」はあくまでスローガンであって、単に新保守主義と旧来型左翼との間の中道としてその試みを捉えることは、やや単純な議論と言えよう。新しい左派プロジェクトは、一方で旧来型左翼の経済・階級・国家中心性に対抗しつつも、他方では新保守主義に対しても政治的領域をめぐって対抗を打ち立てるという、複合的な対抗諸関係の中に構成されているのであり、単にその試みを中道として捉えることは、その対抗諸関係を見えてくくしてしまうことになる。

- (21) ハーストは、アソシエーションナル・デモクラシーの議論は、あくまで可能なオルタナティヴを模索する「いわゆる」を目的としており、制度や統治といった問題から退却した政治理論などとなるものではない、と記述している。P.Hirst,*From Statism to Pluralism*, UCL Press, 1997,p.2.以下では Hirst,1997 と略記する。

- (22) イギリス左派理論が、直接的な関わりはないにしろ、いわゆるリバータリアン・コミニタリアン論争を克服しようとする位置にあることについては、先に示唆しておいたが、その点について指摘しうる要素が出そろつたので、(21)で注記しておく。イギリス左派理論が、個人的権利の擁護と「市民社会の防御」のみに陥りがちなりバータリアン的系譜の持つ問題点を克服しようとする点については、先に述べたコーネン／アラートとの志向の共通性からも理解されうる。しかし他方でそれは、個人の権利に先立つて、秩序を形成のための單一的な「善」の概念を所与的に規定しようとする一部のコミニタリアン的系譜に対しても、次のような点で批判的位置に立つ。つまり、その「善」の概念こそが、論争の対象であり、「政治的なるもの」の対象になるべきだとする点においてである。(2)のようにイギリス左派理論からは、間接的にであれ、リバータリアン・コミニタリアンの両者を克服しようとするような視角を見出すことができるのである。

(23) Hirst,1994,p.22.

(24) *Ibid.*,p.25.

(25) ハーストは、(2)の「政治的領域の拡大」による「自由」が保証された社会を「ポスト・リベラル社会」と名付け、新保守主

義的な「政治的領域の縮小」としてのリベラリズムとの間で差異化を図っているが、この点については以下を参照。Hirst,1996, pp.108f.また、「選択」という言説にエンパワーメントの必要性を組み込んだホールの試みにも見られる。サッチャリズムは、「選択」というテーマを「自由市場」の理念によって意味付与した点に特徴を持つのであり、左派は、「選択」というテーマに反対しなければサッチャリズムに対抗できないというわけではない。左派にとっては、その「選択」の理念を、社会の多様性の増大、アクセスの拡大、「選択権を通じた一般の人々に対するエンパワーメントといったテーマとの関係で再構築する」ことによつて、政治哲学的に新保守主義との対抗を鮮明にしうるのである。Hall,1988,p.278.

## 第四章 新しい左派言説の諸問題—批判と考察

「新しい時代」への対応と新保守主義への対抗と克服という課題に際し、左派理論家が、「政治的領域の拡大」を理念的な軸とした新たな政治言説を構成し、一定の意義を確立してきたことについてここまで見てきた。しかしそのような意義を持つものの、イギリス左派言説に対しても多くの批判も投げかけられうる。ここでは、そのような批判について検討し、イギリス左派理論の到達点と限界を更にクリアにしていくことを目的とする。いかにそれが転換を果たした新しいものになつてゐるとしても、その理論内容そのものに問題点を抱えていては、その政治言説としての有効性は低いからである。

その際にはまず、イギリス左派言説が親和性を持つと思われるラディカル・デモクラシー論に着目し、それに対して提起されている批判を、左派言説は克服しえているかを検討することが契機となるであろう。そこから発展し

て、以下では特に国家や議会制といった狭義の政治システムとの関係に焦点を絞りつつ、左派言説が持つ、新たな政治理念としての有効性と問題点を、明らかにする。

## 第一節 市民社会の制度と国家

イギリス左派理論は、政治思想の領域で近年提唱されてきているラディカル・デモクラシー論との間に、直接の交流はないにしろ、かなりの程度論点を共有している。ラディカル・デモクラシー論と言つても様々な潮流があるが、その中でも、「政治的なるもの」の再興を、国家・市民社会関係の再編という視角から目指す潮流に着目したい。それは大まかに言つて、①多様な価値観や差異を尊重し、画一化の暴力から解放する「差異の政治」、②市民の参加や討議を重視する「審議的デモクラシー」<sup>(4)</sup>、③国家中心主義に対抗し、市民社会の政治化を図る、といった共通の志向を持つている。<sup>(5)</sup>これらの内容は、まさに本稿の枠組として採り上げられた、ウォーリンやコーイン／アラートの理論と重なるものであり、またイギリス左派理論が共通点を強く持つっているものもある。①はイギリス左派理論が持つ「多元性と差異」に共通するし、②は「参加と討議」に、③は「自律性の原理」や「市民社会の制度化」といった論点と重なる。

このように、イギリス左派理論がラディカル・デモクラシー論と共通する志向を持つのであれば、イギリス左派理論の理論的意義と限界を考察する際に、ラディカル・デモクラシー論に対して提出されている批判をそれが克服しているかという問題を設定することは、その導入としては妥当な試みとなろう。したがつて以下では、ラディカル・デモクラシー論に対する批判を、イギリス左派理論は克服しているか、ということを導入として、その検

討に入っていきたい。

ラディカル・デモクラシー論に対する批判として、最もよく聞かれるものは、それはあくまで政治思想的なものであって、具体性や現実的展望に欠ける、という批判である。例えば千葉は、「ラディカル・デモクラシーは、往往にして哲学的理念の唱道ないし提示に終わってしまいがちであり、具体的かつ個別的な政策論や組織論が欠如しがちである<sup>(5)</sup>」という批判を紹介している。

このような批判がラディカル・デモクラシー批判として妥当かどうかは、本稿の直接の課題ではないが、少なくともイギリス左派理論については妥当しないと思われる。前章で見たようにイギリス左派理論においては、「民主主義的自律」などの抽象的理念に加えて、アソシエーション・デモクラシーの制度的構想や、シティズンシップ論による憲法改革といった実践的課題へと発展させた議論も出てきている<sup>(6)</sup>。したがって、ラディカル・デモクラシ一論との間で志向を共有しつつ、それを制度的展望に踏み込んだ政治言説へと具体化しようとした点に、イギリス左派理論の一つの意義があると言えよう。

しかし、それが具体的な制度的構想への試みを伴っていることと、その制度的展望が有効性を持つものとして構築されていることとは、別の問題であり、後者の点においてそれが問題点をはらむこともありうる。この問題は、主に国家や議会、政党といった狭義の政治システムとの関係の視点から、ラディカル・デモクラシー論に対しても提起されている批判と関連するであろう。例えば第一章でのウォーリンの議論からも読みとれるように、それは理論的出発点として「反国家」というモメントを持つが、しかしその反動で、全く国家や議会といった狭義の政治システムを度外視してしまう傾向があるという批判である。例ええば、M・ウォルツァーは、新しい社会運動などを例にして、市民社会内における公共空間や政治的領域の拡大といった志向は妥当性を持つとする一方で、しかしそれら

にしてみても「国家機構へのある種の統制やその活用を度外視した勝利は、まったくありえない」と批判する。なぜなら、「国家は（政治的行為も含む）すべての共同社会的生活の行為領域の種々の限界条件や基本的規則を定める」という役割を持つからである。そして、そうであるならば、市民社会領域をいかに政治化するかといった議論だけではなく、それと並行して国家をいかに活用するか、あるいは改革していくかということも問題にすべきであると述べている。<sup>(7)</sup>

この問題は、イギリス左派理論についても検討を要する問題である。例えば、その理論が議論の出発点とした多元性と差異の保証にしても、しかしその多元性の中にあつて最低限守られるべきルールや普遍性（例えば法システム）などはどうのように担保され、またその普遍性の担保という点で重要な役割を担つていて国家や議会はどのように位置づけられるのか、ということが問題となるであろう。特に、参加と討議がイギリス左派理論において重視され、それがアソシエーションレベルでの政治参加という主張に繋がっているが、諸差異間やアソシエーション間において対立や紛争が起きた場合（例えば民族対立）、それを解決するような普遍性はどうのように担保されるのか、という問題を考えた場合に、そのことは特に重要な問題となる。このように、イギリス左派理論における参加的志向と国家や議会といった狭義の政治システムとの関係は重要な論点であり、それがある制度的構想を目指すのであれば、なおさら踏まえるべき問題となる。

それゆえ以下では、「政治的領域の拡大」を唱えるイギリス左派理論において、狭義の政治システムはどのように位置づけられているのか、また、その議論に問題点はないのか、といった点を契機として、その理論的意義と限界について検討していきたい。その際、上記のように、特にその理論における国家の位置づけと議会制の位置づけが検討の対象となるであろう。前者については本節で、後者については次節で、その課題の重要性も含めて検討す

る。

イギリス左派理論の転換において、国家中心性批判が重要な位置を占めることはこれまで述べてきた。東欧・ソ連の崩壊や、福祉国家の機能不全に対する、「国家中心性の相対化」という観点からの批判・克服としてその言説は構成されたのである。しかしその国家批判は、ただ単に国家の縮小あるいは廃棄を目指す、まさにウォルツァー的批判の対象として捉えられるのであろうか。イギリス左派言説における国家の位置を検討するにあたって、ここで彼らの国家批判の文脈を整理し、彼らが何を目指して国家批判を展開したのかについて、考えていただきたい。

ヘルド／キーンは、国家活動の限界として次の三つの点を挙げる。第一に、ニーズの問題に対する全知性の限界である。国家によって市民のニーズを画一的に決定することを通じて、人々が自身の生活を方向付ける自信が浸食され、受動性・依存性が高まってしまう。しかし、この依存性が高まるにつれ国家は肥大化することになり、能力的・財政的に限界を迎えるとともに、ニーズの多様化に伴い、その全知性そのものも限界を迎える。第二には、このニーズの多様化に対応しきれず、財のデリバリングに失敗しつつあることが、そして第三には、利益集団の固定化や既得権益の増加により、硬直化によるコスト高を迎えることが挙げられる。このようなヘルド／キーンの国家批判のポイントは、（福祉）国家は肥大化したがゆえに、社会への対応能力の破綻を迎えているという点にある。したがって、彼らにとって改革の焦点となるものは、過度に肥大化した国家行為の範囲を限定し、自律的な社会生活の範囲の拡大を図っていくことに置かれる。<sup>(9)</sup>

ハーストも同様の視点から国家批判を繰り広げるが、彼は国家によるガバナンスの限界という点をより強調する。現代社会において、市民社会あるいは私生活の領域は、例えば環境問題に象徴されるように、複雑性・偶発性・

リスクの高まつた領域になりつつある。<sup>(10)</sup>しかし、これらを国家的に制御していくことは、市民の私的領域の隅々までの公的介入を伴い、市民の自律性を損なう恐れがあるとともに、国家は、そのような制御を行おうとすれば過剰負担になるであろう。それゆえ、これらの問題の国家による制御は、望ましくないと同時に、そもそも不可能であり、そこに現代的な国家的ガバナンスの限界が存在するのである。<sup>(11)</sup>その結果彼は、より複雑で変化しつつある状況においても作動しうるような制御と調和化の手段として、アソシエーション・デモクラシーを提起した。<sup>(12)</sup>

これらの国家批判は、本稿でも第一章で指摘したような、経済中心的な「政治」的国家運営のもたらした、現代におけるその硬直性や限界性の議論と重なりを持つていて、次のような特徴も持つ。つまりそれは、第一章で筆者が採り上げその問題性を指摘したウォーリンの国家批判に見られた、国家そのものを原理的・規範的に悪とするという論理から構成されているのではなく、経済中心的に肥大化した国家の硬直性や、変化する現代社会の状況に対するその限界性を焦点としているという点である。したがってそれは、国家の経済中心的な肥大化では対応できない領域が増加している点を問題とし、その能力の限界性を打破するための国家改革が、市民社会へのその権限の委譲を伴つてのみ可能になるという意味での、国家批判として捉えられるのである。ここでのポイントは、イギリス左派理論の「市民社会の政治化」への志向が、国家改革の文脈から表出している点にある。

したがつてイギリス左派が、その国家批判を通じて目指すガバナンス能力の回復は、国家の改革も含むが、その理由は、その民主主義的構想が、國家の機能をある点では承認し、国家を必要としているためである。例えば、ヘルドらのシティズンシップ論においては、一方で国家権力に対抗するような権利が含まれるが、他方ではそれらの権利の付与が国家の役割でもあるとされる。<sup>(13)</sup>なぜなら、市民社会の諸制度における種々の政治参加を可能とするためには、その参加を妨げる市民社会内の不平等を緩和し、それらの参加を支援する国家の能力が問われてくるので

あり、その役割は最終的には国家のみが果たしうるからである。<sup>(44)</sup>

また、アソシエーションナル・デモクラシーの構想においても、その社会的多元主義を保証するためには、区分された法的権力としての国家が必要不可欠であるとされる。なぜなら、多元性が真に保たれるためには、区分された公的権力としての国家が、アソシエーション間の調整を行つたり、アソシエーションの公正な活動を保証したりしなければならないからである。したがつて、アソシエーションナル・デモクラシーにおいて国家は、①最低限のサービスと運営の規定の基準を全てのアソシエーションに課すること、②財政的保証、③諸アソシエーションの代表や個人の代表などを入れた混合的交渉、などを行うことによつて、社会秩序を保つ地位に依然としてとどまらなければならぬとされる。<sup>(45)</sup>

一方において国家の限界を指摘し、他方で国家の必要性も重視するその理論は、それゆえ、单なる国家の縮小ではなく、国家の質的改革の議論へと繋がる。キーンの言葉を借りれば、「いかにして、抑圧的でなく機能するつまり独裁的に陥ることなく市民社会の機関として効果的に機能する、国家制度を創設しうるか」が問題となるのである。ここには、イギリス左派の目指す民主主義的変革においては、市民社会の政治化が国家の改革をも同時に必要としていることとともに、国家の改革は市民社会の政治化があつて初めて可能となるという論理が込められてゐる。この相互的関係こそが、ヘルドが重要視する「民主主義の二重の過程」である。つまり、「市民社会と国家は相互に民主主義化の条件とならなければなら」<sup>(46)</sup>ず、「国家の政策を、いかにして、またどのような方法をもつて、より責任あるものとすることができるのか」ということと、「『非国家的』活動を、どうすれば、また、どのような方法でもつて、民主的に再編成することができるのか」ということとの両方が、大きな論点となつてゐるのである。

この議論からすれば、イギリス左派理論における国家・市民社会関係の特徴は、次のように整理される。一方で

それは、市民社会の政治化を伴うものであり、国家中心性からの脱却を目指したものである。それは、現代社会における国家的ガバナンス能力の限界の克服や、国家的な画一性の暴力による多元性や差異、市民の自律性への抑圧を取り払うこと目的としている。この点こそ、イギリス左派の議論とラディカル・デモクラシー論との間の交錯点であるし、また、新しい社会運動論などの志向などとも合致する点と言えよう。

しかし他方で、国家の必要性がある点では承認しているゆえ、国家の改革こそを必要不可欠とする点が、その理論の特徴と言えよう。彼らは、市民社会内の解決の危険と限界を次のような点では認識している。企業権力、利益集団、民族などの一部の社会集団が特権的地位を占めることを抑えたり、逆に、弱い立場にある社会集団の自律性を補助したりという活動は、市民社会の民主主義化の条件であり、その条件の付与（エンパワーメント）は国家の役割となるのである。例えばB・パレクは民族問題に関して、一方では、国家のみによるマイノリティ集団への補助は依存の文化を作り上げてしまいかえって自律性を損なうことがあるという点で、国家を批判しつつも、他方では、「国家は、彼ら「非差別者」が、企図された行為を行なうだけの自信と能力を獲得し、彼らのニーズに敏感な行為のプログラムを発展させることができる」として、<sup>(2)</sup>いる。ここでは、参加の母体としてのコミュニティの構築や参加を可能とするための国家的補助が必要という点で、国家の必要性が承認されている。しかしそれは他方で、その補助が、自律性のための条件付与に対するものであり、一方的な画一性の強制ではないという点で、従来の国家中心性とは一線を画したものである必要があり、そのための国家改革が要請されているのである。このように、イギリス左派言説においては、画一性の強制を緩和した国家を作り上げていくことが、そのプロジェクトの両輪の一つをなすことになるのである。

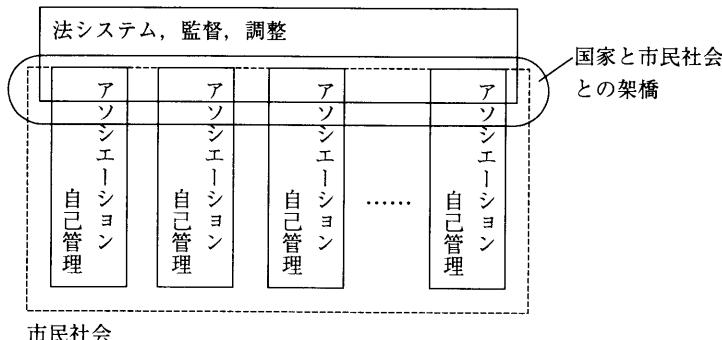
この国家改革についてハーストは、これまでの問題性を回避するために、市民社会の制度化を組み込んだ分権的・多元的な国家の必要性を次のように主張する。

「代表的で協働的なメカニズムを通じて、諸アソシエーションをそれ自身の秩序の中に組み入れる国家、その行政機構を、明確で機能的に特殊な権威を通じて拡散させる国家、公務員にある程度の民主主義的自己管理を認める国家は、多元主義の国家である。<sup>23</sup>」

その内容については彼は未だ抽象性の域を抜け出とはいえないが、國家の監督・調整機能の下に、各アソシエーションの自己管理機能の承認という形で分権化を果たすような多元的な国家システムがイメージされている（図3）。この議論にも代表されるように、左派言説で目指されるものは、国家の単なる縮小や廃棄ではなく、市民社会への機能委譲およびそれとのパートナーシップによる、「市民社会と国家との架橋<sup>24</sup>」であり、それを可能とするような国家と市民社会の改革である。そこでは、自律性を可能とするようなアソシエーション化への市民社会の改革が、現代国家の限界性を打破する国

図3

国家



※ Hirst, 1988をもとに筆者作成

家改革の構想の一部となる。しかし、そのような市民社会の改革のためには、国家の役割もまた要請されるゆえ、国家は単に縮小されればよいというわけではない。ここには、両者の改革が相互に条件づけられているような、「民主主義の二重の過程」<sup>24)</sup>が含意されているのである。したがってそれは、前出のウォルツァーが、ラディカル・デモクラシー論批判の上で出した、「民主的国家のみが、民主的市民社会を創造できる。民主的市民社会のみが民主的国家を支えることができる」という、やはり国家と市民社会とを改革の相互条件的な位置に置くような議論と同様の視点にあると言えよう。イギリス左派理論は、市民社会の政治化という方向へ大きく舵をきる一方で、国家の政治的機能の必要性を承認し国家改革の視点を導入している点で、ラディカル・デモクラシー論批判をも克服しうる理論的意義を有しているのである。

イギリス左派理論が、国家の民主的改革への視点を持つということは、次のような意義も有する。それは、前章で議論したような新保守主義的勢力との対抗を、更に明確にしうるという点である。例えば、その「国家と市民社会との架橋」としての理論は、国家による市民社会に対する介入を最も問題視し、それを最小限にとどめ国家と市民社会の「切り離し」を達成しようとする従来型のリベラリズムの傾向に対し、一つのオルタナティヴを形成していると言える。またそれは、「民主主義の二重の過程」として国家の民主主義化も必要不可欠とするゆえに、「強い国家」や「権威主義的国家」という形で、国家の非民主主義化を伴つていたサッチヤリズムに対して、対抗軸を構成していると言えよう。

しかし、上記のような点で、イギリス左派言説が国家に関わる論点において意義を有していることは確かであるが、この意義のみをもつてその言説を全面的に評価することには一定の留保も必要である。なぜなら、上記のような国家的役割を構成し正統化する手続きはいかなるものかという問題が、これまでの議論では抜け落ちているから

である。この問題は、イギリス左派言説の中に、市民社会内における直接民主主義的志向に傾くあまり、議会制に対して消極的評価を与えるにとどまる傾向があることを原因としている。また、そのような消極的評価は、イギリス左派言説の内部における重大な理論的矛盾と境界の原因ともなっているのである。次節では、主にアソシエーショナル・デモクラシー論における議会制評価を採り上げつつ、そこに生じる理論的限界について論じていくことにしたい。

## 第二節 議会制の位置——イギリス左派言説と「政治的なるもの」

イギリス左派言説における狭義の政治システムとの関係についての次なる課題として、その議会制との関係の問題を探り上げたい。この問題が重要となるのは、本稿の文脈からすれば主に次の二つの理由による。第一のものは、イギリス左派が、例えば区分された法的権力といった形で、最終的な普遍性の担保の役割を担う国家の重要な役割を認識しているならば、その普遍性の所在を最終的に決定するシステムは、どこに求められるのかという点に関わる。現代社会においては、議会制が、この役割を担っていると言えよう。その一方で、イギリス左派は、参加と討議、アソシエーションなどの形で、市民を政治的決定に直接関わらせるような、直接民主主義的志向を持ち、一定の意義を打ち出してきた。とするならば、その中で、議会制はどのように捉えられ、その理論に組み込まれているのだろうか。また、組み込まれていない場合には、その直接民主主義的志向が、議会制の果たしてきた上記のような役割についての軽視に結びつき、その理論自体に重大な欠陥を生み出す可能性もある。

第二には、左派理論家たちが描く民主主義の構想が、政党戦略を通じてのみ実現されうるであろうことや、あるいはその言説そのものが左派政党の言説及び戦略の変容と結びついている点を考えた場合である。なぜなら、一方で議会制を批判し直接民主主義的志向を強調することは、政党を通じたヘゲモニー闘争の場である議会制を掘り崩していく側面を持つてしまうが、他方では、革命など、既存の政治制度外部の手段に訴えない限りは、政党・議会を通じてしかその制度的構想を実現することはできないという、二律背反的な立場にイギリス左派は追い込まれるからである。つまり、政党戦略としてその理論を考えた場合には、その戦略的言説にある直接民主主義的志向と、その戦略的手段としての議会制が、相互に矛盾した関係になってしまふ可能性がある。したがって、どのように議会制との関係を考えいくかは、彼らにとつて大きな問題となる。また、このような言説的変容を政党戦略の変容の一事例として、今後分析しようとする筆者にとって、このことは解決を要する課題であり、本稿でも検討に値すると思われる。

したがつて以下では、イギリス左派理論における議会制をめぐる問題を契機として、その理論の有効性あるいは限界について検討していくことになる。その際、これまで採り上げてきたイギリス左派理論家中でも、アソシワーショナル・デモクラシーという形で、最も強く市民社会における直接民主主義的制度の導入を支持し、議会制批判を展開している論者として、ハーストを探り上げ、その議論が持つ問題性を明らかにしていきたい。

彼の議会制批判は、最も原理的には、それが市民の政治参加を限定してしまう点に定められる。つまり、「大衆選挙民は、相対的に単純な選択をしうるのみであり、・・・代表制民主主義は、大衆選挙民にとつて少なく制御された選択を意味」しているゆえ、それは「政治参加をルーチン化し最小化させている」という点が批判の対象になるのである。<sup>28</sup> 彼によれば、この議会制の原理的限界は、現代的には次のような点において、クローズアップされる。

すなわち、このような限界をはらむ議会制の機能が、現在様々な諸問題を引き起こしている大きな政府を、改善する形では働きえない点である。これについて、彼は次のように言う。

「西欧の代表制民主主義は、成功と失敗の奇妙な混合物である。それらは、政府の権威の正統化のレベルでは成功しているが、そのことは、低レベルの市民参加と、政府の決定作成についての低レベルの効果的アカウンタビリティー<sup>(脚注)</sup>という対価の上にである。」

ここでの「正統化のレベルでの成功」を、彼が議会制の長所として評価しているとして額面通り受け取ることはできない。なぜなら、官僚制の肥大化と、それを通じた政策の押しつけによるアカウンタビリティーの喪失という問題点を抱えた大きな政府を、議会制は修正するのではなく、正統化する形でしか動かないという逆説的評価（「奇妙な混合物」）が、ハーストの真意であるからである。つまり、大きな政府が正統性を欠如させ始めていることは明らかであるにも関わらず、議会という装置を通じては、それが正統化されてしまう点が問題とされるのである。例えば、大きな政府の一要素として、政党が支持者関係の固定化等により一定の政治的スペースを確保している状況では、それは利益団体と結びつき、改革の視点を失う。<sup>(脚注)</sup>なぜなら、このような状況においては、固定的なリソース配分が支持調達を可能としているため、大きな政府を維持することこそが固定的な支持層を維持する最大の手段となるからである。またそのことは、政権交代が起きなくなるなど、議会制が政治的変化を反映できない構造に繋がり、それゆえ議会そのものも応答性やアカウンタビリティーを欠くことになるうえに、それらを欠く政府に対するチエック機能も果たせなくなる、とされるのである。

このようにハーストは、議会制批判を大きな政府をめぐる諸問題と密接に結びつけ、その处方箋として、市民が政策作成に直接関わりうるような、アソシエーショナル・デモクラシーの制度を提起する。それが、「政治的領域の拡大」の制度構想として一定の意義を有していることについてはここまで述べてきた。しかしハーストによるこのような議会制批判は、大きな政府批判と密接に結びつき、その处方箋としての制度構想も、大きな政府をいかに解消するかという論点にすり替えられているゆえ、議会制それ自体についてはほとんど積極的に議論していない。つまり彼によれば、議会制は大きな政府の生み出す諸問題を解決しえず、逆にそれと結びついて大きな政府を正統化する役割を果たしてしまっため、解決の处方箋は議会外に求めなられければならないとされるのである。したがってその处方箋は、議会制の放棄や直接民主主義制度によるその完全な取り替えこそ目指さないものの、議会制のそのような負の側面のみを前提とする。<sup>(31)</sup> その結果、彼の議会制に対する評価は消極的なものにとどまってしまい、議会それ自体の固有かつ不可欠な役割を正当に位置づけられないという傾向を持つのである。

この点が問題であるのは、ハーストに見られる議会制に対する消極的評価が、彼の議論における理論的限界の原因になつていると思われるからである。彼の議会制批判は、確かに現状評価としては説得性を持つと思われるが、それでもなお議会制には政治的に固有で不可欠な役割が原理的に存在しているゆえ、その点を考慮しない限り、彼の議論が逆に「政治的なもの」を掘り崩してしまいう傾向を持つてしまうであろう。この議会制と「政治的なもの」の関わりから生じる、彼の問題点と限界について、以下で述べておこう。

ハーストらのイギリス左派理論が、参加と討議、アソシエーションへの政治的分権などの形で、市民社会内における直接民主主義への志向を強く持つてゐることは繰り返し述べてきたが、この志向には次のような問題も存在する。すなわち、完全に調和した、全員一致の社会というものがありえない限り、参加と討議の中で意見の対立や紛

争が生じる可能性は必ず残るが、それが合意へと結びつくことは保証されているわけではない。この場合、対立と紛争を調停し、強制力を持つ決定を確保するシステムはどのように保証されるのか、という問題である。<sup>(32)</sup>

これらの対立と紛争を調停し、強制力を持つ決定を確保することによって、正統性を持った普遍性を構成するという役割こそ、現代社会において、議会制が担ってきた役割であると言えよう。この点について、イギリス左派理論家の中でも議会制の固有の役割を重視するキーンは、次のように述べている。

「対立する見解の緊張は、対立する様々な意見を『ろ過』しその多様性を単純化する媒介手段すなわち代表制または代議制民主主義なしには、容易に解消し得ない」<sup>(33)</sup>

社会の中に多様性が存在し、それらの承認が必要であるとはいって、それらの間に紛争や対立が存在することは不可避である。その際、紛争や対立を引き受けつつ、それらの間に、暫定的であれ正統性の得られる決定を下し、多様性を縮減することによって調和を確保することもまた政治の担う課題である。またそのことは多元性の平和的な共存に結びつくため、多元性と差異の維持において不可欠な機能の一つであると言える。しかし、いかに公共化された市民社会内の討議や参加のシステムといえども、その課題の完全な達成は不可能であり、それは最終的には議会制の役割へと委ねられる。キーンはこの点について次のように言う。

「最高位にあり責任を持つた政治的組織体——ナショナルな議会——が存在する時にのみ、市民社会の個別的で紛争的な集団関係に対して、公正で開かれた均衡を与え、それらを超える最終的決定を下すことが可能となる。諸

社会集団間におけるいかなる『自然な』調和も、当然のこととしては想定されえない。」

諸社会集団間の紛争解決のための決定は、常に討議の中で調和した合意として生まれるわけではなく、最終的には強制力をもつて行使される必要がある。この決定を行う役割を、議会制は担つてきたのであり、それこそが、議会制の原理的かつ固有の役割である。<sup>(脚注)</sup>したがつて、いかに「自律性の原理」やアソシエーション化によって、参加と討議のシステムが委譲されたとしても、最終的な決定機能を担うという点で、議会制は不可欠なシステムとなる。

このような議論の一方で、ハーストは、現代社会における様々な社会集団の登場と共に、紛争の問題に対して、アソシエーション化による処方箋を構築しようとする。つまり彼は、アソシエーション化を通じて、各集団に対し自己決定能力を付与することによって、集団間敵対性を減少させることができるとするのである。換言すれば、各集団の自律性を尊重し、他者に対して自らの見方を押しつけようとする行為をなくすことによって、共存を図ろうとする。しかし、この議論をもつて、ハーストが紛争と決定の問題を解決しているとは言えない。なぜならこのような処方箋は、独立化された各アソシエーションの分断化された共存によって、それらの間での紛争と決定を回避しようとするものであるが、そこには二つの問題が存在するからである。一つはアソシエーション内での敵対性の可能性を排除している点である。主体が重層的なアイデンティティを抱えている以上、いかなる基準でアソシエーションを構成したとしても、構成員は一枚岩ではなく、その中にも差異や紛争は存在するであろう。第二には、同じ国家の中に共存する以上、それでもなおかつ各アソシエーション間での、画一的規範をめぐる調整と決定、紛争が不可避となる状況は想定されうる点である。例えば、アソシエーショナル・デモクラシーを提倡しつつも、それらを調整する「区分された法的権力」としての国家が必要であるとしたのは、前章で見たように他ならぬ

ハーストであったが、その「区分された法」はいかに構成され、正統性を付与されるのか。また、その構成の際にアソシエーション間での接触、対話、紛争は不可避ではないのか。これらの問題を考えるならば、ハーストの議論には依然として紛争と決定のシステムについての議論が欠如していることになる。<sup>(脚)</sup>

キーンとハーストの間にあるこのような議会制評価の違いを見れば、この論点こそが、イギリス左派理論の論者の間での分岐を生む点であり、またその中で具体的制度構想を目指したハーストのアソシエーション・デモクラシー論が、現実的有効性の点で限界を抱える点であることが明らかになろう。しかし、ハーストの問題点はそれに収まるものではない。上で見たように彼が、紛争と決定の視点に欠け、それらを引き受け解決するような政治システムについての思考を欠如させていることは、「政治的領域の拡大」を目指した彼の議論における重大な理論的限界をも意味しているからである。それは、これららの紛争を受け、なおかつそれらの間で決定を行っていくこともまた、本稿がこれまで考察の軸としてきた、「政治的なるもの」の不可欠な要素であると考えられる点に由来する。

ムフは、C・シュミットの「友・敵理論」に示唆を受ける形で、この対立や紛争の契機こそ「政治的なるもの」であるとし、このことを考慮に入れないと議論は、「政治的なるもの」の認識を欠くとして、次のように言う。

「政治的なるものの中、主題は紛争と敵対関係である。そこで示されるのは、まさに理性的な合意の限界であり、あらゆる合意は必然的に排除という行為に基づいているという事実なのである。」<sup>(脚)</sup>

このように、「政治的なるもの」を考える場合には、参加者の間での合意を前提とせず、そこに紛争を受け入れ、

調整し、さらに強制力を持つ（その意味である参加者の意見の排除を伴う）決定へと導くシステムが必要不可欠となる。アソシエーションナル・デモクラシーにそくして言えば、アソシエーション内あるいはアソシエーション間で、調和や合意を所与とせず、紛争と決定のシステムをいかに保証するかを考えない限り、それは「政治的なるもの」の認識を欠如させていることになる。つまり、「政治的なるもの」の奪回を目指した直接民主主義的志向は、この点を考えない限り、逆に「政治的なるもの」を掘り崩してしまう可能性を持つのであり、特にハーストの議論は、このパラドックスに陥っている。<sup>59)</sup>

したがって、「政治的領域の拡大」という形で「政治的なるもの」の再生を図るイギリス左派理論においても、参加と討議を保証するだけではなく、その中の紛争を認め、決定を与えていくような論理が必要となる。それはとりわけ彼らがその議論の出発点としていた多元性と差異の時代、つまり、何が正統性を持ち普遍的であるかが揺らいでいる時代であるからこそ、必要となる。市民が各々の立場に基づき、自らに関わる問題に参加できる形で、個別性を一方では保証しつつも、その過程において対立・紛争が生じた場合には、その多元性を断念しつつ強制と排除に基づいた決定を与えるような、普遍性構成のシステムも、他方では必要とされているのである。同時に、この普遍性は固定化されるのではなく、常に新たな個別性や差異によって相対化され、紛争の対象となることが保証されなければならない。このような紛争と決定との間の、個別性と普遍性との間の往復運動として、「政治的なるものの」の再生を図ることが必要なのである。

しかし、キーンのように抽象レベルではその重要性を認識した論者がいる一方で、民主主義的自律の理念を制度的具体化へと発展させようとしたアソシエーションナル・デモクラシーの議論は、いかに参加と討議を保証していくかという側面に力を注ぐあまり、この点についての配慮を失っている。このことは、ハーストの議論がこの点にお

いて「政治的なるもの」の一側面を見失つてゐることを意味し、本来彼らが目指したところの「政治的領域の拡大」の課題から見て、一つの理論的限界と矛盾を生み出していることを示してゐるのである。したがつて、アソシエー・ショナル・デモクラシー論を、イギリス左派の理念の制度的構想の一つとしてみなすならば、イギリス左派言説はその制度的構想に至つたとき、未だ限界を抱えているとすることが言えよう。その原因は、ここまで述べてきたように、ハーストの議論が議会制の問題点を、直接民主主義への一方的支持によつて解決しようとしたあまり、議会制固有の積極的意味を、その理論の中に取り込めなかつたことにあると考えられる。左派の目指す「政治的なるもの」の再生の観点から考へた場合、議会制は最終的決定の場として必要不可欠な制度であり、積極的に評価されなければならない。確かに、前述したハーストの議会制批判は、現状批判としては説得的な面も多い。しかし、彼の目指した「政治的領域の拡大」あるいは「政治的なるもの」の再生の論理からするならば、その固有の役割が發揮されるような方向への議会制の改革の視点も必要であつたと思われる。<sup>(44)</sup>

この点は、筆者の提起した第二の問題とも関連する。第二の問題とは、イギリス左派理論には、それが提唱する民主主義的構想の実現の方法と戦略に対する考慮が不足している、という点である。つまり、政治的戦略としてその民主主義的構想を考える場合、その議会制批判の立場からすると、彼らは既存の政治システム外のチャネルから、その実現を考えざるを得ない。しかし、主に政党を中心とした議会制のみが、いかなる制度的変更であれ、唯一のチャネルであるという現状を踏まえれば、イギリス左派理論が持つ議会制批判の志向と、しかしその構想を実現させる際には議会をその経路として通らざるを得ないという現実との間に、いかに折り合いをつけるかが問題となるであろう。

しかしこの問題点は、議会制の固有の意義を積極的に評価し、その意義が發揮されるような形への議会制改革の

視点を導入するならば、解決に近づきうる問題であると思われる。特に、このことを議会・政党の問題として考えれば、「政治的なもの」の再生のための議会制改革の系図も見出されるだろう。なぜなら、ハーストを中心として、イギリス左派は議会とともに政党も批判的に捉えるが、彼らが目指すような民主主義的構想を、政党戦略として議会を通じた形で追求することは、それ自体が彼らの志向に適合する政党や議会へ改革の契機となりうると思われるからである。つまり、本稿でこれまで議論してきたように、「民主主義」や「自由」に対する言説的意味付与をめぐる闘争が、政党戦略を通じて議会で行われることは、ある一定の既存の規範の下でのリソースの配分をめぐつての闘争にとどまらない、新たな議会・政党イメージへと繋がる。「新しい政治」に対応させる形で、ここまで述べてきたイギリス左派理論を言説とした政党戦略を構築したときにこそ、議会や政党戦略を「政治」から「政治的なもの」の場へと転換させることができると思われるのである。まさに、政党戦略としてイギリス左派理論を考えることこそが、彼らの志向に見合う議会制論を生み出すことにもなりうる。

以上のように考えれば、議会制の固有の意義を積極的に評価し、それが生かされる形へと議会を改革することによつて、イギリス左派が目指す「政治的なものの再生」を、より可能にすることができると思われる。前節での国家改革の議論にも見られたように、狭義の政治システムの改革と市民社会の政治化の二重の過程として、民主主義論を考えることこそが、「新しい政治」における民主主義プロジェクトにとって必要となる。そうであれば、直接民主主義的志向と議会制との間に、矛盾・対立を想定するのではなく、それらは相互に条件づけられていると考えることが必要であり、そのことこそがイギリス左派の目指す「政治的なもの」の再生、「政治的領域の拡大」にとっても重要な一つの軸となりうる。同時に、政党戦略としてその民主主義的プロジェクトを考えることもまた矛盾したものではなく、このことこそが、彼らの理論の深化や実現においては重要とな

るであらへ。ハリハリは、政党戦略としての民主主義プロジェクトの可能性も、開けるのである。

## 注

- (1) 例へば、Benhabib,*op.cit.*を参照。
- (2) 「審議的デリバラティブ・デリバレーティブ democracy」の主張も多く存在するが、例へば、S.Benhabib, "Toward a Deliberative Model of Democratic Legitimacy", in *ibid.*などを参照のりむ。
- (3) リの如きにて、本稿でも度々採り上げてゐる、S・ウォーリンの諸著作を参照のりむ。また、コーエン／アラーーの議論を述べないの潮流に含まれる。
- (4) ラディカル・デモクラシー論についての整理に際して、次の論文を参考にした。千葉眞「デモクラシーと政治の概念」、『思想』、第八六七号、一九九六年。
- (5) 同上、一一頁。
- (6) 前述のようにハーストは、アソシエーションナル・デモクラシーを考える際の大きな条件は、「既存の政治制度や現代の政治に関する問題から、可能なオルタナティヴ」を探るのじであり、制度やガバナンスの問題を超えて政治理論的な問題へと退却するのじはない、といふ。Hirst,1997,p.2.
- (7) M.Walter, "The Civil Society Argument", in C.Mouffe(ed.)*Dimensions of Radical Democracy*, Verso,1992,p.103. (高橋康浩訳「市民社会論」、『思想』、第八六七号、一九九六年、一七九頁)。
- (8) D.Held and J.Keaney, "Socialism and the Limits of State Action", in Curran,*op.cit.*,p.171.
- (9) *Ibid.*

- (10) Hirst,1997,p.14f. イギリスなどもありや、社会学の領域において、これらの議論は現在隆盛を見ている。このような社会学的研究の代表的なものとして、以下の文献を参照。 Melucci,*op.cit.*, U Beck,Risikogesellschaft,Suhkamp Verlag,1986. (東廉・伊藤美登里訳「危険社会」、法政大学出版局、一九九八年)。例えばグックの「サブ政治」の構想がギネンズの理論において重要視されているなど、それらの潮流がイギリスの政治・社会理論家にも大きな影響を与えてくると思われる。この点については、Giddens,1998,pp.50-53.
- (11) また、国家的なガバナンスの限界の要因としてハーストが挙げる第一のものは、グローバル化に伴う、国民国家的な制御可能性の低下である。 Hirst,1997,p.13. 最近のイギリス左派理論においては、これに伴う「グローバル・デモクラシー」の議論がその重要な一部となりつつある。筆者なりの議論の重要性を認識しているが、それだけでも大きな問題であり、また国際政治の領域などで研究業績を出でてもいるとかい、やしあたり本稿では議論の対象から外すことにする。
- (12) Hirst,1997,p.3.
- (13) Hall and Held,*op.cit.*,p.181.
- (14) リのやべな議論は、前述のウォルジャーにも共通するものである。 Walzer,pp.104f. (邦訳「七九一一八一頁)。
- (15) P.Hirst,"Associational Socialism in a Pluralist State",*Journal of Law and Society*,vol.15,no.1,1988,pp.146f. また、 Hirst,1988の論記がある。
- (16) J.Keane,"Democracy and the Idea of the Left",in D. MacLellan and S.Sayers(eds.)*Socialism and Democracy*, Macmillan,1991,p.11. (和田 慶後訳『社会主義と民主主義』、文理閣、一九九六年、111頁)。以下、Keane,1991の略記。
- (17) Held,1996,p.316. (邦訳「三九九頁)。
- (18) Held and Keane,*op.cit.*,p.176.
- (19) Held,1996,p.316. (邦訳「三〇〇頁)。

## 現代イギリスにおける左派言説の変容(二)完 (近藤)

- (20) ハーストもまた、市民社会内には企業などの形でヒエラルキー的な権力システムが構築されており、新保守主義のような解決法は、それらを放置せしめないと批判している。したがって、彼の議論においても、国家と市民社会の両方の民主主義化が必要といつゝことになる。Hirst,1996,pp.98f,107-109.
- (21) B.Parkh,"Comment : Minority Rights, Majority Values",in Miliband,*op.cit.*,p.106[ ]内は引用者による補足である。
- (22) Hirst,1988,p.145.
- (23) Hirst,1996,p.105.
- (24) Walter,*op.cit.*,p.104. (翻訳一八〇頁)。
- (25) P.Hirst,*Repreventive Democracy and its Limits*, Polity Press,1990,p.4.以降は、Hirst,1990へ略記する。
- (26) ただしハーストは、」の原理的批判をぬぐい、直接民主制の採用による議会制の否定を意図しているのではない。なぜなら、議会制は、市民に対する投票権の付与の保証などの点で民主主義の基本的な権利を構成しているため、議会制が放棄された政治社会は、ファシズムへと接近する恐れがあるからである。彼にとって問題とされることは、議会制のこの原理的限界が、現代的な大きな政府の問題点と結びついている点にある。*Ibid.* pp.2f. しかし、」のような留保はつけられるものの、彼の立場は基本的には議会制に対して批判的である。
- (27) *Ibid.*,p.6.
- (28) *Ibid.*,pp.5,26f.
- (29) Hirst,1994,p.3.
- (30) ハーストは、議会制の問題領域として次の四つを挙げる。つまり、①「代表制民主主義が、政党政府の『選挙を通じた独裁』へと変わってしまう傾向」、②「大きな政府があまりに大きいため、一握りの政党指導者や大臣はそれを直接にコントロールしたり監督したりすることはできず、またできたとしてもそれはせいぜい諸決定のうちのわずかな割合のものに対してに過ぎない」

な」こと、③政策情報の秘匿とコントロール、④「大きな政府はあまりに大きいため、政策的変化のプログラムを追求する内閣や政府与党が、多くの省や政策領域にまたがって、効果的に政策を調和させること」が難しいこと」である。しかしこれらの諸問題はいずれも、議会制そのものというよりも、大きな政府の問題であり、議会制がそれを改革できない点を批判していると言えよう。Hirst,1990,p.31.

(31) このことはハーストの次のような点にも表れてくる。つまり、彼の提起するような民主主義プロジェクトの困難性が、「既存の民主主義諸制度〔主に議会制・引用者註〕を受け入れると同じ程度、その諸矛盾をも引き受けなければならない」点にあり、それを前提とした上で、アソシエーション・レベルでの民主主義化を果たさなければならない」という彼の課題設定である。Hirst,1990,p.3.

(32) いのことは、しばしばハーバーマスの「コミュニケーション行為理論」に対する批判として提起されているものである。この視点からのハーバーマス批判の例としては、次を参照。Keane,1988,p.230。

(33) Keane,1991,p.10.  
 (34) Keane,1988,p.180.

(35) 小野は、本稿でも採り上げているような「市民社会の活性化論」の潮流に対し、「様々な争点や要求に対してもある時点において政治的決着をつけ、『公的決定』を作成する」とは、まさに政治制度としての国家の役割である（小野耕二「現代における政治の変容」、「名古屋大学法政論集」第一七六号、一九九八年、五三頁）として、国家の役割の重要性を示している。筆者が、紛争と決定という固有の役割をもつて議会制を重要視する場合にも、このような論理と大きな相違はない。ただし筆者は、地方議会など、様々なレベルでの議会による決定作成もまたこの役割をある程度担うると考えるため、その役割を国家のみに固有なものとはしていらない。この発想においては、ソフトランド議会などの地域的自律性が高まり、緩やかな分権国家の形を取りつつある、イギリスの事例が念頭にある。また、議会制についての議論を、前節で行った国家との関係との議論

これは別個の節で行ったのむ、」との理由の一つとしてある。ではあるが、本文中の記述でも示されているとおり、最終的な決定作成が、キーンも述べように国家レベルでの議会の固有の役割であるといふ、そしてその意味で政治における国家の重要な性もまた、この議論に含まれてゐる。この点は筆者も承認している。

(36) Hirst,1993,pp.118-120.

(37) また、ハーストは、「のよくな自由調整的なアソシエーションに課せられる本質的チャックは、それらが民主主義的自己統治のある最低限の共通の基準を受け入れることである」(*Ibid.*,p.120.) とし、またその基準の一つとして、自由民主主義があることを示唆しているが、やはりこの基準がどのように作られ正統性を付与されるのかについては触れていないし、また、なぜ自由民主主義なのかについても、積極的議論を行っていない。

(38) Mouffe,1993,p.111. (邦訳一一九頁)。

(39) リのよくなパラドクスには、ウォーリンなど、「政治的なもの」の再生を目指すラディカル・アモクラシー論者の一部も隠してゐると思われる。しかし、この点は本稿の直接の課題ではないので、問題の指摘にとどめておきたい。

(40) リのよくな批判は、前章で紹介したよくな、「対話的民主主義」の論者（例えばギテンズ）にも当てはまると思われる。例へば、P.Hirst, "Introduction", in Hirst and Kihlhami,*op.cit.*,pp.2f.

(42) Keane,1988,p.182.

## むすびにかえて

「新しい政治」において、いまなお右・左の対立軸は有効性を持つのか。また、その中にあつて「左翼」とは何であるのか。これらの問い合わせが近年よく聞かれ、また多くの研究者が回答を試みてきた。<sup>(1)</sup> 例えばボッビオが、右・左の対抗軸はいまなお意味を持ち、左翼のアイデンティティは「平等」に求められるとするのに対し、ギデンズは「左と右を超えて」と主張する。彼は、右＝保守、左＝ラディカルという従来の枠組は完全に崩れ、新保守主義が福祉国家を打破しようとし、左翼が福祉国家を守ろうとしているという意味では、右＝ラディカル、左＝保守へと転倒しつつある、とする。彼は、左翼もまたラディカル化することを主張するが、それはもはや旧来型の右・左の対立に收まるものではないとされる<sup>(2)</sup>。

しかし、本稿の立場から見れば、この二つの主張には表面上ほどの違いはないと言えよう。現在、「新しい政治＝戦後ヘゲモニー構造の転位」の中で、右派と左派はともに変容過程へと入つており、それに伴い対立軸も別の形で構成し直されつつある。つまり、右・左の対抗軸は固定的なものではあり得ず、新しい時代への変化の中でも、その意味をえながら存続しているのである。このように現状を読めば、ボッビオもギデンズも、右・左の軸はその内容を変えつつも存続するとし、その変化の内容について議論の焦点を定めていふと考へることができる。

この結論こそ、「新しい政治」において対立軸の変化を伴いつつ起きていく「左翼の変容」を論じた本稿が検証したものであった。イギリスにおいては、「新しい時代」におけるアイデンティティの多元化や差異の要求に対応する形で、また、右派の新保守主義プロジェクトに対抗する形で、新しい左派プロジェクトの構成が試みられている。左派は、自らが依拠する理念を、「政治的領域の拡大」に求めることによつて、新保守主義との間で対立軸を

構成した。したがってそれは、様々な言説を「政治的領域の拡大」という理念と結びつけて再定義することで、新たな右・左の軸を生み出し、その結果、「新しい政治」における左派アイデンティティを鮮明かつ意義あるものとして再構成したと言えよう。

しかしこのことは、単なる「左翼の変容」にとどまらない政治理論的提起を伴うものである。すなわち、新しい社会運動の登場やポスト・フォーディズム化などによる、「多元性と差異」の時代にあって、新たな政治的統合原理やガバナンス様式は、いかなる形で可能か、という問題である。福祉国家のような、経済・階級中心で画一的な統合様式の有効性が喪失されつつある時代にあって、どのような統合原理が可能であるのか。イギリス左派は、この問いに、「政治的領域の拡大」という意味での民主主義プロジェクトを持つて答えたのである。このプロジェクトは、一方での多元性と差異と他方での統一性の両立を目指し、また新保守主義プロジェクトの問題点も克服しようとした。ただし、本論で検討したように、イギリス左派の出した回答は、議会制との関係などの点で問題を抱えるものでもあった。このような問題点を克服し、多元性や差異を抑圧せず自律性を承認する一方で、それらの多元性の間での最終的普遍性の決定システムの重要性も盛り込むような緩やかな統合の試みとしてその民主主義論を考えていくならば、理論的にはその試みは、有効な選択肢の一つとして評価することができるであろう。

以上のように本稿では、前稿からの課題を引き継ぎ、「新しい政治」における新たな左翼的ヘゲモニック・プロジェクトの構成の理論的展開について、イギリス左派理論に焦点を定めつつ考えてきた。主に本稿では、理論的な視点から検討を進めてきたが、次なる課題は、具体的な政党戦略に焦点を定めることである。イギリスにおいて労働党が、一九九〇年代前後から政党戦略を転換し、一九九七年の総選挙では大勝を収めたことは記憶に新しいが、このような戦略的転換は、本稿が検討してきた理論的転換と呼応するものであったのか。次稿では、労働党に焦点

を定め、本稿で扱つたような言説的転換が、現代イギリス政治の舞台に出現してきているのか、あるいはどのような形で出現してきているのかについて検討することにしたい。その検討は、前稿におけるポスト・マルクス主義論の検討から始まり、本稿の左派理論の転換を経て貫いてきた、「新しい政治」における左翼の変容の方向と意義という筆者のテーマを、完結させるものとなるであろう。

## 注

- (1) Bobbio,*op.cit.*,pp.89-103. (邦訳六〇—七一頁)。  
(2) Giddens,1994,p.2.